平成25年第14回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 25 年 11 月 26 日 (火) 午後 2 時 30 分 開会 午後 4 時 00 分 閉会 場所 教育委員会室

■議案

議案第16号 平成25年度教育委員会活動の点検・評価報告書について

議案第17号 平成26年度松阪市立幼稚園教職員人事異動基本方針について

議案第18号 松阪市小津安二郎青春館条例施行規則の一部改正について

■報告事項

- 1 平成26年度松阪市立幼稚園園児募集の結果について
- 2 青少年育成のつどいについて
- 3 新成人のつどいについて
- 4 人権文化フェスティバル松阪 2013 について
- 5 松坂城跡整備検討委員会委員の委嘱について
- 6 長谷川家文化財専門委員会委員の委嘱について
- 7 長谷川家資料調査指導委員の委嘱について
- 8 第54回 松阪市美術展覧会の結果報告について
- 9 土曜授業について
- 10 児童生徒の問題行動について

委員長

ただ今から、平成 25 年第 14 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長

それでは、議案第 16 号「平成 25 年度教育委員会活動の点検・評価報告書について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委 員

総合評価の星印の部分ですが、評価するにあたり、このテーマに関わっている担当者のチームで相談、点検し評価しているのでしょうか。それとも責任者が評価した結果なのでしょうか。総合評価の決め方を教えてください。

事務局

評価の方法としましては、事業の達成度と重要度を担当者の自己評価という形でやっております。

委 員

相談し合ってという形になるのでしょうか。それぞれのシート毎に担 当者が見えて、担当者のみで決めるのでしょうか。

事務局

まずは担当者の自己評価となりますが、各課から提出していただきますので、課内で決定しているということになります。

委員長

総合評価について、ABC 評価で AB で B であるとか BB で B という評価になっていますが、ひとつでも B があれば B ということになるのでしょうか。番号でいうと 25 番が達成度 B 重要度 B で総合評価 B となっています。 一方 24 番については重要度は A、達成度が B、総合評価が B となっています。 どちらかというと重要度が高い方が同じ達成度であったとしても総合達成率というのは上にいくのかなと思うのですが。

事務局

達成度、重要度が ABC で揃っていない場合、総合評価については下位の評価になるということで統一しており、達成度 A、重要度が B であれば総合評価 B というような評価をしています。

委員長

第三者評価の中でいろいろとご指摘いただいておりますが、指摘いただいたことについては、全てではなく次年度に取り込めるものは取り込んでいくという考え方でよろしいでしょうか。

事務局

改善すべきところについては改善していくということになります。

委員

重要度が A で達成度が B になっている教職員研修事業という非常に大事なところですが、そちらの方の評価を見たときに、教職員の研修事業で B というのは質を上げるといいますか、そういったところで改善方法であるとか、方向性をもう少し具体的に記載していったほうがいいのではないでしょうか。

また、シティマラソンのところですが、重要度が A で達成度が B となっていますが、大会運営方法の見直しを行ったということですが、どのように見直しを行ったのかという部分をもう少し具体的に記載していただいた方が、達成度 A に近付けるのではないでしょうか。内容等は詳しく書かれておりますが、今後どうかという改善案、方向性を詳しく書いていただれけばと思います。

事務局

ご意見いただいたことを次年度に活かしていきたいと思います。

教育長

今ご指摘いただいたところは非常に大事なところだと思います。この場で一つ二つなぜ B になっているのか、それを踏まえて来年度こう考えているというところを出してください。

事務局

シティマラソンは来年度第 10 回目を迎えます。中部台で種目を 2km~ 10km までやっておりますが、ハーフマラソンを導入したいという考えが ございます。ハーフマラソンが達成できれば達成度 A ということを考え ていましたが、まだ検討途中ということで達成度 B としてあげさせていただきました。

委員長

ハーフマラソンの実現ができていないため達成度が B という評価となっているわけですね。

事務局

そうなります。

事務局

いじめ対策事業についてですが、この評価をする時の手順として、ひとつは担当が自己評価と評価基準を明確にします。評価基準に基づいて、評価の観点、例えばいじめであるといじめの件数であるとか相談件数の増加はどうであったか、解決した事案はどれくらいあったかというような7項目程度を客観的に見て、課内で議論し評価いたします。B評価となっていますのは、昨年度は体罰事案であるとか、いじめの件数だけではなく、不登校が増加したことであるなど、当初立てた目的を、評価基準としている項目のいくつかが A に達しませんでしたので、今回は B であると評価いたしました。ただ、改善点については次年度工夫をしていきたいと思っております。教職員や相談員のスキルアップをし、今回の課題であった子どもの悩みを聞きながら不登校の数を減らしていくであるとか、いろんな問題行動から自らが立ち上がっていけるような態勢を作っていきたいと思います。

また、郷土の偉人のところですが、非常に好評で印刷部数が不足したことや、指導資料が十分にできていなかったということも合わせて B 評価ということにさせていただきました。それについては来年度予算で増刷と共に、指導資料をさらに充実していきたいと考えております。

委員長

そういった構想があるのであれば、具体的に書かれた方がわかりやすいのかなと思います。

委 員

いじめ等対策事業についてですが、学校生活アシスタントが個別の対応が必要ということで 50 数名配置されておりますが、いじめ等対策事業において、ハートケア相談員が相談件数 6,553 件に対して、7 名ということで少ないように感じますが、これから増員していくことは考えていませんか。

事務局

今年小学校へ県の事業で出られていた方に戻っていただいたりと増や していきたいと思っております。非常に相談件数が多く、いろんな相談 事案について丁寧に対応していただいているということも合わせて、数 の拡大と共に、中学校区へ入って小学校区へ回っていただいております ので、もう少し効果的な活用がないか。また、地域ボランティアの方々 に協力いただいておりますので、そういった方々の育成も含め、ある一 定のレベルの方の確保をしつつ、数の拡大も検討していきたいと考えて おります。

委員長 その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 16 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第16号は可決いたしました。

委員長 次に、議案第 17 号「平成 26 年度松阪市立幼稚園教職員人事異動基本 方針について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 園長先生の意見を尊重するとあるのですが、例えばこの人は出て行かれたら困るので是非というように、園を活性化したいので残したいんだという希望も叶えられたりするのでしょうか。

事務局 ご意見はお受けいたしますが、全体的な流れにより難しい場合がございます。ただ、どうしてもこういう園が作りたい。あるいはこういう教育課題があるので、この方に来年度こういうことをお願いしたいというようなことは、なるべく聞いていきたいと思っております。

委員長 その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第17号を可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第17号は可決いたしました。

委員長 次に、議案第 18 号「松阪市小津安二郎青春館条例施行規則の一部改正

について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 館長さんは市の職員になるのでしょうか。

事務局 小津安二郎青春館は少しイレギュラーな部分がありまして、松阪市が

松阪小津組に委託させていただいておりますが、建物自体は個人のお宅を家賃を払って運営させていただいているところでございます。今考えておりますのは、市の職員が青春館に館長として配置されるのではなく、今現在建物をお借りしている家主様に依頼ができればというようなこと

で考えております。

委員 市の職員が兼ねるのではないとすると、館長さんにとっては無報酬だ

とすると責任が重過ぎるということはないでしょうか。

事務局 現在の小津組というところがメンバーが少なくなってきておりまして、

青春館に携わることがなかなかできない状況になってきております。現在は、そこに見える家主様がいろいろと小津安二郎の検証をされてみえる方でもあり、まだ決定はしておりませんが、今でもお客様がみえると何の報酬もなくてもその方と接していただいており、自分が小津が好きだというところと、自分の家でもあるということも含め、問題なく接していただいているというところであり、依頼させていただくということです。なお、館長の身分は非常勤職員という位置付けになります。

委員長

市の非常勤特別職という形になるのですね。

事務局

その通りです。直接の市の職員、我々ではないということでご理解いただければと思います。

委員長

新旧対照表の裏面の網掛けの部分、館長の設置の部分が追加されたということでよろしいですか。

事務局

その部分の追加のみということになります。

委員

小津安二郎青春館の館長以外の委嘱された様々な立場の市の職員がみえますが、同じような制度として受け取ってよろしいでしょうか。

事務局

職員には常勤の職員と非常勤の職員の2つにわかれます。常勤の職員は一般職と特別職にわかれております。例えば委員の皆様方は非常勤の特別職員、公民館長も非常勤の特別職員となります。報酬については、報酬としてお支払いする。ただその報酬は0ですよという形になります。市の中には市長の諮問機関という形の中で、教育委員会のような行政機関、執行機関ではなく、諮問機関として審査会等と同じように委員会とついておりますが、この方々は職員ではなく、諮問機関の委員ということで、別の委員という形になります。教育委員会、選挙管理委員会というのは松阪市役所のひとつの執行機関となっておりますので、そういった委員会とは違うということで少しややこしいのですが、そういった形になります。

委員長

その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長

ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長

ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 18 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長

挙手全員でございます。よって、議案第 18 号は可決いたしました。 議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 10 を 事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員長

私の方から一点お願いします。今不審者情報を流していただくようになりましたが、結構な件数があるのだなと認識を新たにしたところです。同一人物等が懸念されるような事案ですので、もちろん警察等へ連絡いただくとともに、学校へ連絡を入れていただいていると思いますが、幸いにも危害を加えられたということはありませんが、子どもたちの心象的な部分も懸念されますので、ここでどうこうという話にはならないとは思いますが、関係部局あるいは警察等と連携を密にし、出来る限り早期に検挙していただけるような形で、今までもやっていただいていると重々認識しておりますが、啓発の方をお願いしたいと思います。

委員

土曜日の授業についてですが、三重県下で月に 1 回程度か年に数回程度ということですか。

事務局

月に 1 回程度が他市に聞いていると多いです。また、市では今周知を 図ったり、土曜日がソフトボール、サッカー、バレーや水泳等の様々な 競技団体との兼ね合いもあり、文化的な行事等もある中で調整していく とすれば周知ということで、今年度は 3 日ということもあろうかなと議 論しております。憶測になりますが、多くの市町村では月 1 回程度から というような傾向です。

委 員

市町によって違ってくるかもしれませんが、生徒に対する強制というようなことはないですか。例えば第3 土曜日を地域の方との授業に当てるであるとか、学校全員が対象となるわけですね。

事務局

教育課程に位置付けて、あるいは計画的にということですので、授業 日となります。ですので、生徒は全員参加ということになります。

委員長

生徒に対しては代休を与えることになるのでしょうか。

事務局

半日の場合は代休を与えないことになります。1日の場合は代休を与えるということになります。

委員長

まとめていただいた資料を見ますと結構やられているのですね。通常の授業をやられているところもあるのですね。小学校に環境安全化の人間が環境の授業という形でお邪魔しているかと思いますが、そういったことも土曜授業にそういった機会を利用して今後進めていくという考えでいいわけですね。授業をやるというのではなく、社会的ないろんな知識を子ども達に与えるという授業内容という理解でいいのですか。

事務局

そういったことも考えられます。土曜日という曜日の特性で、地域の 方にも参加していただきやすいということで、地域の方に来ていただい て授業をし、3時間をそれぞれ6限目からとって、土曜日に引っ付けた場 合、この空いた3時間で発展的な学習や補充的な学習を計画していただ きやすいということになります。

委員長

県下でいろいろ協議いただいている中で、県下で統一方針がでればいいのですが、やろうということで決まった場合に、カリキュラムについてはそれぞれの市町の教育委員会が決めればいいということですかね。

教育長

教育課程については学校で決めていただくことになります。土曜授業について、先週教育長、教育委員長他、津地域を中心とした会議がありまして、このことが話題にあがっています。そのことも少し触れさせていただきますが、今報告があったとおりなのですが、国によっては中教

審で6月に中間のまとめをし、それを一般に周知をしてさらに9月に最終まとめがでてきております。その最終まとめの中には土曜授業については自治体の判断において実施できるとあります。それが法改正をしていかなければまだまだ準備が整いませんので、学校教育方施工規則の中で月曜日から金曜日までというところが決められておりますので、そこを改正して土曜日でも授業ができるという準備を、国はこの秋にでも仕上げるような予定になっております。それを受けて県はどのような方針を出すかということを教育長会のあたりも随分注目しております。入れるのであれば一斉に入れてくださいというあたりをそれぞれの市町の教育長会議の中でも県に申し入れをしておりました。市としての方針はこれから決めていかなければなりませんので、今後の教育委員会等の中で、教育委員の皆様の意見をいただきながら、市としての最終方針を決定し、各学校におろしていきたいなと思っております。

委員長

教職員の方々の振替等も説明いただきましたが、先生方も大変ですね。

教育長

そのことも今日の校長会で話をさせていただいたところ、教職員の勤務の問題が各校長からあがってきまして、例えば土曜日午前中に授業をしますと、前4週から振替をとれますが、後16週、約4か月の範囲であれば振替がとれますが、夏休みに集中して振替をとるということが考えられるのですが、学校現場としては夏休みに振替をとるということすら、いろんなスポーツの授業等の関係で厳しく、振替すらも取れない状況の中で、土曜日を授業日として月1回やるということについては十分学校現場、PTA あるいは中体連等のスポーツ社会団体等とも協議しながら進めて行く必要があるというような意見もでておりますし、教育委員会としても大きな課題だと認識しております。

委員長

他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長

ないようですので、報告事項 1 から 10 は承認したいと思いますが、よ ろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から10は承認い

たしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成25年12月18日(水)

午後4時00分から教育委員会室でお願いします。

委員長 それでは、これで第14回松阪市教育委員会定例会を終わります。